

大分県職員定数条例等の改正について

1 現状と課題

- ①職員定数条例は、各任命権者における職員定数の上限を定めたものであり、定数管理が厳しく求められる中で、事務事業の徹底した見直しや、選択と集中による定数再配分等により、最小限の人員で最大限の効果を発揮できるよう努めている。
- ②育児休業を取得する女性職員が年々増加している中で、安心して育休を取得し、職場に復帰できる環境を整えていくことは、優秀な人材を確保し、ダイバーシティを推進していくうえで重要である。

2 対応（案）

以下の内容で、平成28年第1回定例会に大分県職員定数条例等の改正案を提出予定

(1) 育児休業中の職員を定数外とする取扱いへ変更

- ・併せて見合い数を条例定数から削減(知事部局40名、病院局15名、教育委員会1名、警察本部9名)

※1)47都道府県中、41都府県が定数外としている状況
定数内:北海道、秋田県、兵庫県、岡山県、熊本県、大分県

※2)育児休業中の職員については、ノーワークノーペイの原則により、県から給与が支払われないため、上記の取扱いによる給与額の増はなし。ただし、共済組合から育児休業手当金の支給あり。

(2) 「大分県行財政高度化指針」期間中の定数削減効果を条例定数に反映

- ・知事部局23名、教育委員会3名を条例定数から削減

<参考> 知事部局(各種委員会含む)及び教育委員会(教育庁)における定数の推移

※うち5は充て指導主事のため教職員定数条例で改正済

